

特別養護老人ホーム寿老苑 ご利用料金表（1割）

令和1年10月1日 現在

（6級地 10.27円）

*基本ご利用料金表（1日あたり・単位円）

要介護度	自己負担 項目	介護保険利用料金						その他の利用料金		自己負担額合計額（1日あたり）概算 （1か月30日あたり）				
		サービス 利用料	栄養マネ ジメント 加算	口腔衛生 管理体制 加算	個別機能 訓練加算	サービス提供 体制強化加算 Ⅱ・Ⅲ	看護体制 加算Ⅰ・Ⅱ	夜勤職員 配置加算	居住費	食費	第4段階	第3段階	第2段階	第1段階
要介護1	656	14	30 (月額)	12	Ⅱ6 Ⅲ6 (いずれか)	Ⅰ6 Ⅱ13	27	2,006	1,392	4,132	2,694	1,944	1,854	
要介護2	724									123,990	80,850	58,350	55,650	
要介護3	799									4,200	2,760	2,010	1,920	
要介護4	869									126,030	82,830	60,330	57,630	
要介護5	938									4,275	2,835	2,085	1,995	
		128,280	85,080	62,580	59,880									
		4,345	2,904	2,154	2,064									
		130,380	87,150	64,650	61,950									
		4,414	2,973	2,223	2,133									
		132,450	89,220	66,720	64,020									

*別途介護保険利用料金合計額に介護職員処遇改善加算（8.3%）、介護職員特定処遇改善加算（2.3%）が加わります。

*食費の内訳（1食ごと・単位円）

	朝食	昼食	おやつ	夕食	合計
食費	300	480	150	462	1,392

介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、1日の食事料金限度額を超えません。

居住費・食費のご利用者負担額については、以下の基準で減額の制度があります。

区分	課税区分（世帯全員）	対象者
第1段階	市民税 非課税	生活保護を受給されている方と、老齢福祉年金を受給されている方
第2段階	市民税 非課税	課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の方
第3段階	市民税 非課税	課税年金収入額と合計所得金額が80万円を超え266万円以下の方
第4段階	市民税 課税	上記以外の対象条件の方

減額制度の手続きの詳細は市区町村役所の介護保険窓口にお問い合わせ下さい。

1) 支払について

1か月分の利用料金を、翌月15日頃に請求書を郵送させていただきます。毎月27日口座引落としとなります。引落手数料は施設負担となります。

2) 介護保険利用料金

*基本ご利用料金表に含まれる利用料金 ●主に預り金より支払い予定の料金

項目	加算単位	料金	内容
初期加算	1日あたり入居後30日間	30	入居日から30日に限って加算。又、30日を超える病院等への入院後に再入所した場合も対象。
外泊時費用	1日あたり月6日を限度	252	入院した場合、及び居宅における外泊を認めた場合。
療養食加算	1日に3回を限度	18	病状に応じて、医師より治療食の提供が必要とされ、治療食を提供された場合。
* 栄養マネジメント加算	1日あたり	14	常勤の管理栄養士を一名以上配置して、共同して個別の栄養ケア計画を作成・実施している場合。
* サービス提供体制強化加算Ⅱ・Ⅲ	1日あたり	6	常勤職員が75%以上配置されている場合。看護・介護職員の総数の内常勤職員の占める割合が75%以上配置されている場合。（いずれか）
* 看護体制加算Ⅰ	1日あたり	6	常勤の看護師を1名以上配置している場合。
* 看護体制加算Ⅱ	1日あたり	13	基準を上回る看護職員の配置と看護職員と24時間連絡体制が確保されている場合。
* 夜勤職員配置加算	1日あたり	27	夜間勤務を行う看護・介護職員の数が最低基準を1以上上回っている場合
* 口腔衛生管理体制加算	1月あたり	30	歯科医師などに指導を受けた介護職員が口腔ケアにあたっている。
* 個別機能訓練加算	1日あたり	12	機能訓練指導員が、入居者様の機能計画書作成し個別機能訓練を行い、評価する。
看取り介護加算	看取り介護を行った時	147円	医師により看取り時と判断された場合で看取り介護を行った場合。（死亡日以前4日以上30日以下、1日あたり147円、死亡日の前日及び前々日、1日あたり698円、死亡日1,314円）
・介護職員処遇改善加算Ⅰ ・介護職員特定処遇改善加算Ⅱ	介護保険利用料金全体	8.3% 2.3%	介護職員処遇改善に対する対策を行っている場合
退所前訪問相談援助加算	1回を限度	472	退所に先立って、介護支援専門員、生活相談員等が居宅を訪問し入居者・家族等に退所後のサービス利用について相談援助を行った場合（早期訪問が必要な場合2回限度）
退所後訪問相談援助加算	1回を限度	472	退所後30日以内に居宅を訪問し、入居者・家族等に相談援助を行った場合。
退所時相談援助加算	1回を限度	410	・退所時に入居者・家族に対し退所後のサービス利用について相談援助を行った場合。 ・退所日から2週間以内に市区町村、老人介護支援センター等に対し介護状況を文書により提供した場合
退所前連携加算	1回を限度	513	退所前に入居者が希望する居宅介護支援事業所へ退所後サービス利用について情報提供し連携調整を行った場合。
在宅復帰支援機能加算	1日あたり	10	・6か月間の退所者総数のうち、在宅介護を受けているものの割合が20%を超える事 ・退所日から30日以内に従業者が居宅を訪問又は、居宅介護支援事業者からの情報提供を受け退去者が在宅生活 が1か月以上継続する見込みであることを確認・記録している場合。
在宅・入所相互利用加算 (要介護3,4,5対象)	1日あたり 3か月を限度	41	複数人があらかじめ在宅期間・入所期間（3か月限度）を定め、同一の個室を計画的に利用している場合。

3) その他の利用料金

* 居住費	1日あたり	2,006	室料などの費用（入院時の室料）
* 食費	1日あたり	1,392	食材料及び調理費用
電気代	1製品1日あたり	55	対象電気製品を個人で使用される場合
預り金サービス費	1回あたり	110	預り金を引き出す場合。又は預ける場合。
特別な食事代	1回あたり	実費	特別な希望に基づくメニューや食材費
●理美容代	1回あたり	実費	理美容を行った場合
●教養娯楽費	1回あたり	実費	クラブ活動や行事の材料費など
●医療費	—	実費	診察や服薬などにかかる費用
●健康管理費	—	実費	インフルエンザ予防接種にかかる費用など
コピー代	1枚あたり	22	書類複写を希望される場合
写真代	1枚あたり	実費	希望される写真を購入される場合。
日用品費	—	実費	希望される日用品を購入される場合
文書料・証明書類作成料	—	実費	死亡診断書等の書類作成費、証明書（法人印施設長印を使用する物）作成費

特別養護老人ホーム寿老苑 ご利用料金表（2割）

令和1年10月1日 現在
（6級地 10、27円）

*基本ご利用料金表（1日あたり・単位円）

自己負担 項目	介護保険利用料金						その他の利用料金		自己負担額合計額（1日あたり）概算 （1か月30日あたり）	
	サービス 利用料	栄養マネ ジメント 加算	口腔衛 生管理 体制加	個別機能 訓練加算	サービス提 供体制強化 加算Ⅱ・Ⅲ	看護体制 加算Ⅰ・ Ⅱ	夜勤職員 配置加算	居住費		食費
要介護1	1,311	28	60 (月額)	24	Ⅱ12 Ⅲ12 (いずれか)	Ⅰ12 Ⅱ26	54	2,006	1,392	4,865
要介護2	1,448									5,002
要介護3	1,598									5,152
要介護4	1,738									5,292
要介護5	1,876									5,430
146,010 150,120 154,620 158,820 162,960										

*別途介護保険利用料金合計額に介護職員処遇改善加算（8.3%）、介護職員特定処遇改善加算（2.3%）が加わります。

*食費の内訳（1食ごと・単位円）

項目	朝食	昼食	おやつ	夕食	合計
食費	300	480	150	462	1,392

介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、1日の食事料金額限度額を超えません。

居住費・食費のご利用者負担額については、以下の基準で減額の制度があります。

区分	課税区分（世帯全員）	対象者
第1段階	市民税 非課税	生活保護を受給されている方と、老齢福祉年金を受給されている方
第2段階	市民税 非課税	課税年金収入額と合計所得金額が80万以下の方
第3段階	市民税 非課税	課税年金収入額と合計所得金額が80万円を超え266万以下の方
第4段階	市民税 課税	上記以外の対象条件の方

減額制度の手続きの詳細は市区町村役所の介護保険窓口にお問い合わせ下さい。

1) 支払について

1か月分の利用料金を、翌月15日頃に請求書を郵送させていただきます。毎月27日口座引落となります。引落手数料は施設負担となります。

2) 介護保険利用料金

*基本ご利用料金表に含まれる利用料金 ●主に預り金より支払い予定の料金

項目	加算単位	料金	内容
初期加算	1日あたり入居後 30日間	60	入居日から30日に限って加算。又、30日を超える病院等への入院後に再入所した場合も対象。
外泊時費用	1日あたり 月6日を限度	504	入院した場合、及び居宅における外泊を認めた場合。
療養食加算	1日に3回を限度	36	病状に応じて、医師より治療食の提供が必要とされ、治療食を提供された場合。
* 栄養マネジメント加算	1日あたり	28	常勤の管理栄養士を一名以上配置して、共同して個別の栄養ケア計画を作成・実施している場合。
* サービス提供体制強化加算Ⅱ・Ⅲ	1日あたり	12	常勤職員が75%以上配置されている場合。看護・介護職員の総数の内常勤職員の占める割合が75%以上配置されている場合。（いずれか）
* 看護体制加算Ⅰ	1日あたり	12	常勤の看護師を1名以上配置している場合。
* 看護体制加算Ⅱ	1日あたり	26	基準を上回る看護職員の配置と看護職員と24時間連絡体制が確保されている場合。
* 夜勤職員配置加算	1日あたり	54	夜間勤務を行う看護・介護職員の数が最低基準を1以上上回っている場合
* 口腔衛生管理体制加算	1月あたり	60	歯科医師などに指導を受けた介護職員が口腔ケアにあっています。
* 個別機能訓練加算	1日あたり	24	機能訓練指導員が、入居者様の機能計画書作成し個別機能訓練を行い、評価する。
看取り介護加算	看取り介護を行った時	83% 2.3%	医師により看取り時と判断された場合で看取り介護を行った場合。（死亡日以前4日以上30日以下、1日あたり294円、死亡日の前日及び前々日、1日あたり1,396円、死亡日2,628円）
* 介護職員処遇改善加算Ⅰ * 介護職員特定処遇改善加算Ⅱ	介護保険利用料金全体	8.3% 2.3%	介護職員処遇改善に対する対策を行っている場合
退所前訪問相談援助加算	1回を限度	944	退所に先立って、介護支援専門員、生活相談員等が居宅を訪問し入居者・家族等に退所後のサービス利用について相談援助を行った場合（早期訪問が必要な場合2回限度）
退所後訪問相談援助加算	1回を限度	944	退所後30日以内に居宅を訪問し、入居者・家族等に相談援助を行った場合。
退所時相談援助加算	1回を限度	820	・退所時に入居者・家族に対し退所後のサービス利用について相談援助を行った場合。 ・退所日から2週間以内に市区町村、老人介護支援センター等に対し介護状況を文書により提供した場合
退所前連携加算	1回を限度	1026	退所前に入居者が希望する居宅介護支援事業所へ退所後サービス利用について情報提供し連携調整を行った場合。
在宅復帰支援機能加算	1日あたり	20	・6か月間の退所者総数のうち、在宅介護を受けているものの割合が20%を超える事 ・退所日から30日以内に従業者が居宅を訪問又は、居宅介護支援事業者からの情報提供を受け退去者が在宅生活が1か月以上継続する見込みであることを確認・記録している場合。
在宅・入所相互利用加算 (要介護3,4,5対象)	1日あたり 3か月を限度	82	複数人があらかじめ在宅期間・入所期間（3か月限度）を定め、同一の個室を計画的に利用している場合。

3) その他の利用料金

* 居住費	1日あたり	2,006	室料などの費用（入院時の室料）
* 食費	1日あたり	1,392	食材料及び調理費用
電気代	1製品1日あたり	55	対象電気製品を個人で使用される場合
預り金サービス費	1回あたり	110	預り金を引き出す場合。又は預ける場合。
特別な食事代	1回あたり	実費	特別な希望に基づくメニューや食材費
●理美容代	1回あたり	実費	理美容を行った場合
●教養娯楽費			クラブ活動や行事の材料費など
●医療費	—	実費	診察や服薬などにかかる費用
●健康管理費			インフルエンザ予防接種にかかる費用など
コピー代	1枚あたり	22	書類複写を希望される場合
写真代	1枚あたり	実費	希望される写真を購入される場合。
日用品費	—	実費	希望される日用品を購入される場合
文書料・証明書類作成料	—	実費	死亡診断書等の書類作成費、証明書（法人印施設長印を使用する物）作成費

特別養護老人ホーム寿老苑 ご利用料金表（3割）

令和1年10月1日 現在

（6級地 10,27円）

*基本ご利用料金表（1日あたり・単位円）

自己負担 項目 要介護度	介護保険利用料金							その他の利用料金		自己負担額合計額（1日あたり）概算 （1か月30日あたり）
	サービス 利用料	栄養マネ ジメント 加算	口腔衛生 管理体制 加算	個別機能 訓練加算	サービス提供 体制強化加算 Ⅱ・Ⅲ	看護体制 加算Ⅰ・Ⅱ	夜勤職員 配置加算	居住費	食費	
要介護1	1,966									5,598 168,030
要介護2	2,172									5,804 174,210
要介護3	2,397	42	90 (月額)	36	Ⅱ 18 Ⅲ 18 (いずれか)	Ⅰ 18 Ⅱ 39	81	2,006	1,392	6,029 180,960
要介護4	2,607									6,239 187,260
要介護5	2,813									6,445 193,440

*別途介護保険利用料金合計額に介護職員処遇改善加算（8.3%）、介護職員特定処遇改善加算（2.3%）が加わります。

*食費の内訳（1食ごと・単位円）

	朝食	昼食	おやつ	夕食	合計
食費	300	480	150	462	1,392

介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、1日の食事料金限度額を
超えません。

居住費・食費のご利用者負担額については、以下の基準で減額の制度があります。

区分	課税区分（世帯全員）	対象者
第1段階	市民税 非課税	生活保護を受給されている方と、老齢福祉年金を受給されている方
第2段階	市民税 非課税	課税年金収入額と合計所得金額が80万以下の方
第3段階	市民税 非課税	課税年金収入額と合計所得金額が80万円を超え266万以下の方
第4段階	市民税 課税	上記以外の対象条件の方

減額制度の手続きの詳細は市区町村役所の介護保険窓口にお問い合わせ下さい。

1) 支払について

1か月分の利用料金を、翌月15日頃に請求書を郵送させていただきます。毎月27日口座引落としとなります。引落手数料は施設負担となります。

2) 介護保険利用料金

*基本ご利用料金表に含まれる利用料金 ●主に預り金より支払い予定の料金

項目	加算単位	料金	内容
初期加算	1日あたり入居後30日間	90	入居日から30日に限って加算。又、30日を超える病院等への入院後に再入所した場合も対象。
外泊時費用	1日あたり月6日を限度	756	入院した場合、及び居宅における外泊を認めた場合。
療養食加算	1日に3回を限度	54	病状に応じて、医師より治療食の提供が必要とされ、治療食を提供された場合。
* 栄養マネジメント加算	1日あたり	42	常勤の管理栄養士を一名以上配置して、共同して個別の栄養ケア計画を作成・実施している場合。
* サービス提供体制強化加算Ⅱ・Ⅲ	1日あたり	18	常勤職員が75%以上配置されている場合。看護・介護職員の総数の内常勤職員の占める割合が75%以上配置されている場合。（いずれか）
* 看護体制加算Ⅰ	1日あたり	18	常勤の看護師を1名以上配置している場合。
* 看護体制加算Ⅱ	1日あたり	39	基準を上回る看護職員の配置と看護職員と24時間連絡体制が確保されている場合。
* 夜勤職員配置加算	1日あたり	81	夜間勤務を行う看護・介護職員の数が最低基準を1以上上回っている場合
* 口腔衛生管理体制加算	1月あたり	90	歯科医師などに指導を受けた介護職員が口腔ケアにあたっています。
* 個別機能訓練加算	1日あたり	36	機能訓練指導員が、入居者様の機能計画書作成し個別機能訓練を行い、評価する。
看取り介護加算	看取り介護を行った時	8.3% 2.3%	医師により看取り時と判断された場合で看取り介護を行った場合。（死亡日より前4日以上30日以下、1日あたり441円、死亡日の前日及び前々日、1日あたり2,094円、死亡日3,942円）
* 介護職員処遇改善加算Ⅰ * 介護職員特定処遇改善加算Ⅱ	介護保険利用料金全体	8.3% 2.3%	介護職員処遇改善に対する対策を行っている場合
退所前訪問相談援助加算	1回を限度	1416	退所に先立って、介護支援専門員、生活相談員等が居宅を訪問し入居者・家族等に退所後のサービス利用について相談援助を行った場合（早期訪問が必要な場合2回限度）
退所後訪問相談援助加算	1回を限度	1416	退所後30日以内に居宅を訪問し、入居者・家族等に相談援助を行った場合。
退所時相談援助加算	1回を限度	1230	・退所時に入居者・家族に対し退所後のサービス利用について相談援助を行った場合。 ・退所日から2週間以内に市区町村、老人介護支援センター等に対し介護状況を文書により提供した場合
退所前連携加算	1回を限度	1539	退所前に入居者が希望する居宅介護支援事業所へ退所後サービス利用について情報提供し連携調整を行った場合。
在宅復帰支援機能加算	1日あたり	30	・6か月間の退所者総数のうち、在宅介護を受けているものの割合が20%を超える事 ・退所日から30日以内に従業者が居宅を訪問又は、居宅介護支援事業者からの情報提供を受け退去者が在宅生活 が1か月以上継続する見込みであることを確認・記録している場合。
在宅・入所相互利用加算 (要介護3.4.5対象)	1日あたり3か月を限度	123	複数人があらかじめ在宅期間・入所期間（3か月限度）を定め、同一の個室を計画的に利用している場合。

3) その他の利用料金

* 居住費	1日あたり	2,006	室料などの費用（入院時の室料）
* 食費	1日あたり	1,392	食材料及び調理費用
電気代	1製品1日あたり	55	対象電気製品を個人で使用される場合
預り金サービス費	1回あたり	110	預り金を引き出す場合。又は預ける場合。
特別な食事代	1回あたり	実費	特別な希望に基づくメニューや食材費
●理美容代			理美容を行った場合
●教養娯楽費	1回あたり	実費	クラブ活動や行事の材料費など
●医療費			診察や服薬などにかかる費用
●健康管理費			インフルエンザ予防接種にかかる費用など
コピー代	1枚あたり	22	書類複写を希望される場合
写真代	1枚あたり	実費	希望される写真を購入される場合。
日用品費			希望される日用品を購入される場合
文書料・証明書類作成料			死亡診断書等の書類作成費、証明書（法人印施設長印を使用する物）作成費